

春日井市消費生活センターだより

令和5年度 第2号



令和5年11月

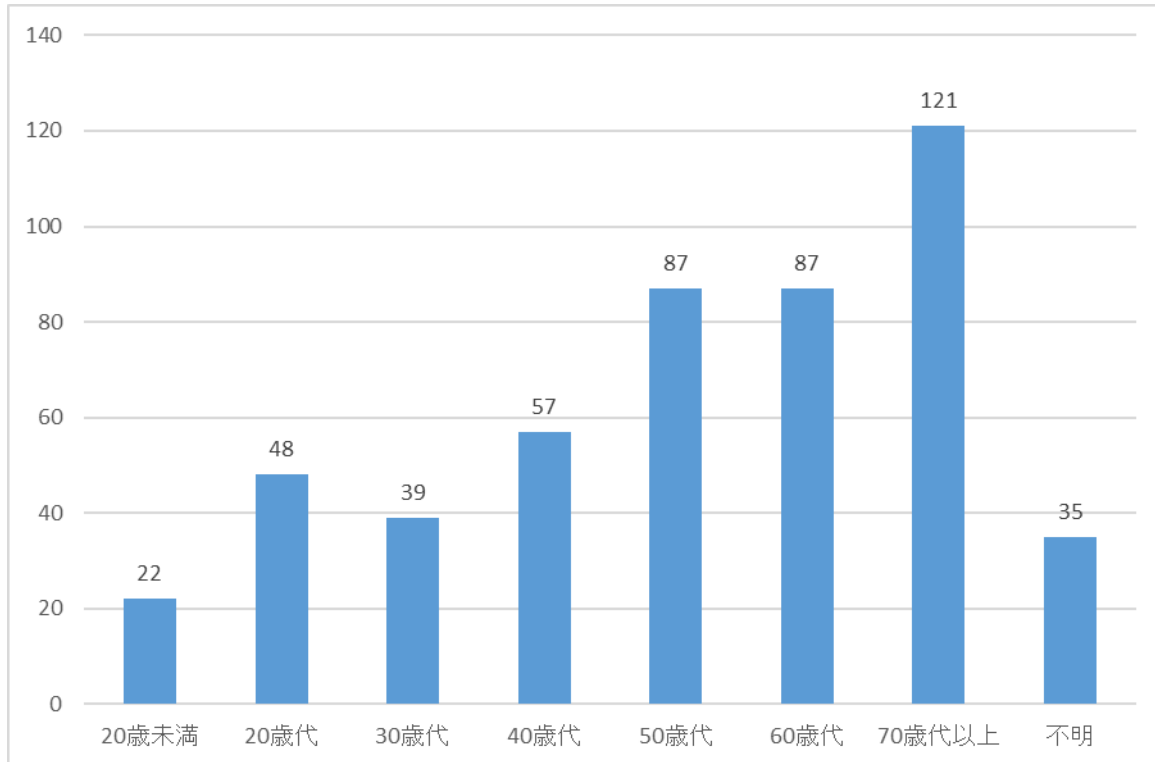
春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当発行

1. 令和5年度上半期の春日井市での相談概要

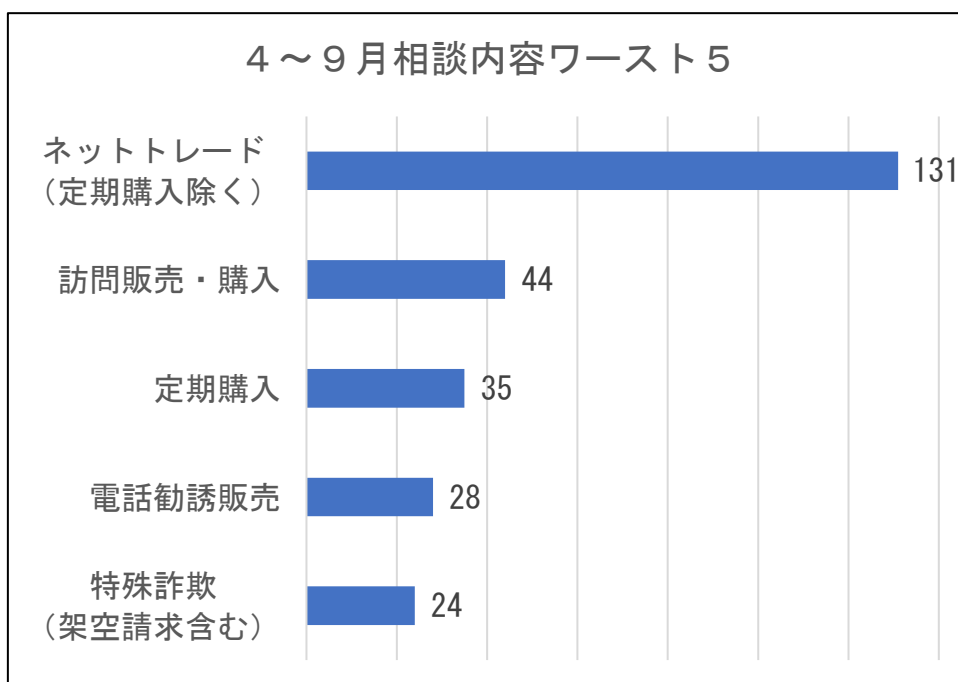
令和5年度上半期（4～9月）に、春日井市消費生活センターで496件の相談がありました。これは、昨年の同時期と比べて、27件の減少となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
令和5年度	72	85	98	75	90	76	496
令和4年度	89	97	89	69	92	87	523

相談者の年代は次の表のとおりです。60代以上が全体の4割を超えており、コロナ禍では若年者の相談が目立ちましたが、今年度は年配の方の相談が多数を占めております。



令和5年度上半期に多く寄せられた相談は次の表の通りとなります。



ここ数年の傾向通り、ネットショッピングに関する相談が、圧倒的多数となっております。同じく、ここ数年かなり多数の相談があった定期購入は、依然多くの相談があるものの、減少傾向となっております。また、主に若者を狙った利殖商法や、副業商法も、近年相談が多かったですが、今年度は減少傾向にあります。

こういった悪質商法は、手口が世間に広く浸透すれば、警戒する人が増えるため、減少傾向になることが多いです。そのため、たくさんの人に、今流行っている消費者トラブルの知識を持っていただき、適切に対処してもらうことが、悪質商法の予防になります。

しかし、悪質商法を行う者たちも、次々と法の網をかいくぐるような新しい手口を開発していきます。そのため、少しでも怪しいと感じたら、すぐに契約を結んだり、お金を支払ったりせず、消費生活センターに相談するようにしてください。

2. 要注意！！架空請求が流行っています

11月に入ってから立て続けに、架空請求と思われる電話がかかってきたと、消費生活センターに相談が入っています。

NTTなど、実在する会社の名前を騙り、未払いの料金があるので、支払うように言われたとのことでした。

心当たりがない場合は、言われるがままにお金の振り込みを行わないことはもちろん、**個人情報**を相手に渡さないようにしてください。その後も同じような電

話や、手紙が来る可能性が高まります。

心当たりがあつて気になる場合は、相手に言われたり書いてある連絡先に問い合わせをするのではなく、その企業や団体のHP等で正しい連絡先を調べて電話してください。「当社は、お電話で料金請求することはありません」等の回答が得られれば、架空請求と断定することが出来ます。

3. 相談員が選ぶ 今注意すべき相談ピックアップ

◆新手のネットショッピングでの詐欺に御用心



ネットショッピングの代金を返金するふりをして、QRコードに送金させ金銭を騙しとる新手の詐欺が春日井市でも発生しました。

相談者：50代男性	
相談内容	<p>テレビ番組で紹介されていたダイエットサプリメントを試したいと思い、インターネットで商品名を検索し、価格が定価の半額以下のサイトで注文した。支払いは、外国人の個人名義の口座に振り込みを行った。</p> <p>その後、業者から商品が欠品したので、注文をキャンセルし、返金手続きをするとの連絡があった。今後のやり取りは、LINEで行うと言われ、友達登録を行うように言われた。登録して、やり取りを続けたところ、〇〇ペイで返金するから、指定するQRコードにアクセスすると言われ、おかしいと思い相談した。</p>



相談員からのアドバイス

～ネットショッピングからの注意点～

今回の相談者は、悪質サイトと呼ばれる偽のショッピングサイトで注文した可能性が高いです。次のような場合は、悪質サイトの可能性が高いので、注意してください。

- 商品代金が定価と比べて安い
- 支払い方法の選択肢がない
- 個人名への振り込みを要求される

また、代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金を決済アプリで行うのは極めて不自然です。このまま、相手の指示通りに操作を続けていたら、返金してもらはずが、逆に送金してしまい、さらにお金をとられてしまう危険があります。「〇〇ペイで返金する」と言われたら、詐欺が疑われますので、消費生活センターや警察等に相談してください。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 (3階)

受付 月曜日～金曜日(祝日除く)

午前10時～正午 午後1時～午後3時

電話 85-6616

消費生活センターだよりは、不定期での発行を予定しています。

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記連絡先にご連絡下さい。